

**三条商工会議所 令和 8 年度
にぎわい創造事業補助金 交付要綱**

三条商工会議所 小売商業部会

【お問い合わせ先】

三条商工会議所 企業支援課 渡邊・山本・斎藤

TEL : 0256-32-1311 FAX : 0256-32-1310

メール : shinko@sanjo-cci.or.jp

三条商工会議所 令和8年度 にぎわい創造事業補助金 交付要綱

目 的

三条商工会議所会員事業所の事業所同士・商店街でイベントやコラボレーション企画を行うことで、三条市のにぎわいを創出する機会を増やすことを目的とします。

内 容

1. 補助内容、補助対象となる事業者

<補助内容>

1グループ5社以上で構成したグループで三条に賑わいをもたらすイベントを実施する場合に、事業費を上限15万円補助する。

※イベント…当所並びに他機関、他団体が主催するイベントの1出展者として実施する場合は対象外。

<申請条件>

①	5社以上のグループを組み、賑わいを創出する1事業費20万円以上のイベントを三条市内で実施すること。
②	グループを構成する全事業社が三条商工会議所会員で申請時会費が完納されていること。
③	代表企業が三条商工会議所 小売商業部会員であること。

※上記①、②、③ともに条件を満たした場合が対象となります。

※申請段階で当所会員であること。なお、非会員事業所で新規入会を希望する事業所は当所の所定の手順に則り入会承認がなされた時点から会員とする。

※申請は1事業年度につき、代表者・構成員含めて1事業者1回まで。

<補助内容>

補助条件	イベント開催に係る対象経費が200,000円以上の場合
補助金上限額	150,000円

2. 対象経費

経費区分	内容
謝金	講師謝金、イベント出演者などに対する謝金等
旅費	講師の旅費、事業に必要な移動費等
借上料	会場、機材借上料、什器・備品のレンタル料等
設営費	装飾費や音響、電気工事等の設営に係る経費
広告宣伝費	新聞広告掲載料、チラシ等の作成費、ノベルティ費等
通信運搬費	FAX 代、運送代、郵便代等
需要費	イベント実施に必要な備品の購入費
委託費	イベントの企画・運営費、アルバイト代等
その他必要と認める経費	※事務局にお問い合わせください。

3. 対象イベント期間・申込締切

対象イベント期間：2026年4月1日(水)～2027年1月31日(日)まで

申込締切：2026年12月18日(金) ※但し予算に達し次第終了いたします。

4. 補助金交付申請に必要な書類

<必要書類>

事業計画時に当所へご相談の上、イベント開催2週間前までにご提出ください。

①にぎわい創造事業補助金申請書 …様式 1

②にぎわい補助金 振込先口座記入書 …様式 2

<提出方法>

上記の書類を三条商工会議所ホームページよりダウンロードし、メールまたは郵送、当所へお持ち込みによりご提出ください。

5. 補助金受取に必要な書類

<必要書類> 事業完了後、2週間以内にご提出ください。

- ①「事業完了報告書」及び …**様式3**
- ②イベントの様子が分かる写真 …**任意様式**
- ③「決算(見込)書」を提出 …**任意様式**
- ④補助対象経費の支払いがわかる振込記録または領収書の写し

<補助金の振込時期>

補助金の振込は、必要書類を不備なく提出した月の翌月20日払いです。

(支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日とする。)

6. 注意事項

- ①本補助金の要綱に反した場合ならびに不正が行われた場合は、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求めます。
- ②領収書は、収入印紙の貼付や発行元の押印などにより確実に支出したことがわかる形であることをご確認ください。
- ③本要綱に定めのない事項や事象が生じた場合、補助対象事業者は三条商工会議所へ報告するとともに、必要に応じて協議をしながら、三条商工会議所の判断を仰ぐものとします。